認定基準		確認対象書類		
1 管	1 管理組合の運営			
(1)	管理者等が定められていること	・管理者等を選任することを決議した集会(総会)の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及び その定めるところにより管理者が選任されたことを証する書 類(理事会の議事録の写し等)		
(2)	監事が選任されていること	・監事を置くことを決議した集会(総会)の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及び その定めるところにより監事が置かれたことを証する書類 (理事会の議事録の写し等)		
(3)	集会が年1回以上開催されていること	・認定申請日の直近に開催された集会(総会)の議事録の写し 【必要に応じて提出が必要となる書類】 ・年1回集会を開催できなかった場合の措置が図られたこと が確認できる書類		
2 管理規約				
(1)	管理規約が作成されていること	・管理規約の写し		
(2)	マンションの適切な管理のため、管理 規約において災害等の緊急時や管理上 必要なときの専有部の立ち入り、修繕 等の履歴情報の管理等について定めら			
(3)	れていること マンションの管理状況に係る情報取得 の円滑化のため、管理規約において、 管理組合の財務・管理に関する情報の 書面の交付(又は電磁的方法による提 供)について定められていること	・管理規約の写し		
3 管理組合の経理				
(1)	管理費及び修繕積立金等について明確 に区分して経理が行われていること	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書		
(2)	修繕積立金会計から他の会計への充当 がされていないこと	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議		
(3)	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること	・当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類 ・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書		

認定基準		確認対象書類
4 長	期修繕計画の作成及び見直し等	
(1)	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること	・長期修繕計画の写し ・当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録 の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及び その定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変 更したことを証する書類
(2)	長期修繕計画の作成又は見直しが7年 以内に行われていること	・長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し
(3)	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、 残存期間内に大規模修繕工事が2回以 上含まれるように設定されていること 長期修繕計画において将来の一時的な	・長期修繕計画の写し 【必要に応じて提出が必要となる書類】 ・マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された総会の議事録の写し等
(4)	修繕積立金の徴収を予定していないこと	・長期修繕計画の写し
(5)	長期修繕計画の計画期間全体での修繕 積立金の総額から算定された修繕積立 金の平均額が著しく低額でないこと	・長期修繕計画の写し 【必要に応じて提出が必要となる書類】 ・修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合 は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨 の理由書
(6)	長期修繕計画の計画期間の最終年度に おいて、借入金の残高のない長期修繕 計画となっていること	・長期修繕計画の写し
5 その他		
(1)	とともに、1年に1回以上は内容の確 認を行っていること	ともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類(これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新し
(2)	高松市マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること(※)	って、答用第二ルド針では、国の甘油以及の独立甘油を記けてい

 $\times$  5の(2)の基準について、高松市マンション管理適正化指針では、国の基準以外の独自基準を設けていないことから、1の(1)から5の(1)までの16項目に適合する場合、5の(2)の基準に対しても適合することとなります。